

第 25 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会
会 議 録

開 会 平成16年 2月22日(日)午後7時

閉 会 平成16年 2月22日(日)午後8時5分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第 2 5 回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引

事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	会長あいさつ	1
	顧問あいさつ	1・2
協議第 8 号 (継続協議)	新市の事務所の位置 (その 2) について	2 ~ 3
協議第 6 3 号 (継続協議)	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	3 ~ 1 2
協議第 1 5 号 (再協議)	一部事務組合等の取扱いについて	1 2 ~ 1 5
協議第 6 7 号	第 2 6 回合併協議会の日程について	1 5
	第 2 5 回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録署名委員の指名	1 5 ・ 1 6
	閉 会	1 6

第25回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成16年2月22日(日)					
召集の場所	能美町農村環境改善センター 多目的ホール					
開会日時及び宣告	平成16年2月22日(日)午後7時			議長	平口 武	
会議録署名委員	新家 毅			西濱 英之		
委 員 出席 38名 欠席 3名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中 孝博	
	副会長	曾根 薫		委員	西中 克弘	
	副会長	大津 克彦		委員	坪木 法子	
	副会長	松井 晃		委員	辻井 知明	
	委員	伊藤 富美雄		委員	松岡 則文	
	委員	山木 信勝		委員	小西 ヒフミ	
	委員	才野 久男		委員	丸上 達三	
	委員	竹本 公彦		委員	田中 達美	
	委員	前田 鎮夫		委員	沖 也寸志	
	委員	新家 毅		委員	久保田 正信	
	委員	上松 利枝		委員	濱野 博道	
	委員	橘 隆信		委員	竹田 徹男	
	委員	津田 紘吏		委員	丸石 正男	
	委員	新家 勇二		委員	重田 真澄	
	委員	加藤 隆光		委員	村上 浩司	
	委員	中島 勝		委員	青木 早苗	
	委員	大原 和義		委員	澤 裕幸	
	委員	西濱 英之		委員	上田 武弘	
	委員	丸新 マサエ		委員	林 岩雄	
	委員	木葉 登喜夫		委員	原田 繁一	
委員	川野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	高橋雅洋	/	オブザーバー	横山修三	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	毛利下隆男	
	顧問	安井裕典	/			
	顧問	沖井修	/			
合併協議会 事務局	事務局長	東谷寛明	班員	福岡洋		
	事務局次長	宮尾茂	班員	仁城靖雄		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	平井和則				
	班員	峰崎竜昌				
	班員	島津慎二				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 顧問あいさつ
- 4 議題
 - (1) 協議事項
 - (2) 会議録署名委員の指名
 - (3) その他
- 5 閉 会

会議の経過

土手班長	<p>皆様方には夜分又お足元の悪い中、本日の会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第25回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり平口合併協議会会長がごあいさつを申し上げます。</p>
平口会長	<p>どなたもこんばんは。足元の悪いところ又日曜日の夜という条件の中をこのようにお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日はお手元に差し上げておりますように継続協議のもの2件、それから再協議のもの1件と次の協議会の日程について合計4件について、ご審議を煩わすことといたしているところでございます。先般、県の町村会におきまして、この3月、4月に合併して退職する者の送別会がございまして15名が該当するわけでございます。これより前に合併した8カ町村合わせますと23町村が合併をしているところでございます。現時点での法期限が切れ来年度の3月までということになりますと、3月の終わりになりますと、残る市、町は15市13町ないし12町であろうと言われていたところでございます。そのような情勢化にありまして、私達も所期の目的の為に更に精魂込めて立派な素晴らしい住民の人に喜ばれる合併を、いたしたいものだと思うのでございます。どうぞ、ひとつよろしく願いをいたします。</p>
土手班長	<p>次に、顧問にご就任いただいております広島県議会議員の河原先生よりごあいさつを頂戴いたします。</p>
河原顧問	<p>皆様こんばんは。県議会議員の河原でございます。私は比較的この協議会に出席をさせていただく機会が多くございますので、回を重ねるごとに、私は陸地部の議員でございますけれども、皆様方のご苦労や大変なご努力は身にしみると言いますか、そんな気持ちがだんだん強くなってまいります。できるだけこういった機会に出席をさせていただきまして、皆様方の真摯なご意見を今後も拝聴してまいりたいと考えております。いよいよ協議会も大詰めの段階に差し掛かってきました。いずれも極めて重要な案件でございます。どうぞ今日まで本当にご苦労の</p>

	<p>上に積み重ねられましたその成果が、大詰めの一番大事な時期に向かって結実をいたしますように、実を結びますように、互譲の精神ということもごさいますけれども、それぞれのお立場から、より一層のご努力を私は心からご期待を申し上げます。今日は寒い中、雨の中を大変ご苦労さまでございます。今後の真摯なご検討と、その結果、よい結果が出てまいりますことを心からご期待をいたします。大変ご苦労さまでございます。ありがとうございました。</p>
土 手 班 長	<p>どうもありがとうございました。河原先生には、ご多忙中にも関わらずご出席をいただき、また貴重なお言葉を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議には在任委員41名中、出席者は38名、欠席者は3名でございます。よって協議会規約第10条第1項の規定により、委員の2分の1以上の出席があり会議成立の定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行は平口会長にお願いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>では、恒例に従いまして議事の進行を務めさせていただきます。何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第8号、継続協議「新市の事務所の位置（その2）について」をお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、前回の協議会で、江田島町、沖美町、大柿町の3町は、原案どおりで了承とのご報告をいただきましたが、能美町がまだ継続審議中ということでございました。継続協議として、再度お持ち帰りいただくことをご検討の上、本日の協議会でご報告いただくと同時に、この会でご協議いただくことといたしております。それでは、早速ですが能美町の審議状況についてお聞かせいただければと存じます。能美町お願いいたします。はい、どうぞ。</p>
加 藤 委 員	<p>能美町の加藤でございます。ただ今、提案いただきました新市の新庁舎の位置の問題ですが、19日に特別委員会を開催いたしまして協議をした結果、能美町といたしましても原案どおり、新市において検討をすると確認をいたしましたので報告させていただきます。以上です。</p>

平口会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これで4町ともに原案どおりで了承との報告を得ました。それでは、採決いたしたいと存じます。協議第8号(継続協議)「新市の事務所の位置(その2)について」、「ただし、新庁舎の位置については、人口重心地域が望ましいとの意見を踏まえ、交通の事情、市民の利便性などを考慮し、新市において検討するものとする。」この案に、ご賛成の方のご起立を願います。</p>
< 委員 >	(起立)
平口会長	<p>はい、ありがとうございます。起立全員でございます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議第8号(継続協議)「新市の事務所の位置(その2)について」は、原案どおりで決定させていただきます。</p> <p>次に、協議第63号(継続協議)「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」をお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、前回の協議会で各町から町長、議長、民間委員1名、計3名ずつ合計12名で調整会議をもちまして、この問題をさらに掘り下げて審議を行い、一つの成案としてこの会にお示しすることにいたしておりました。そこで、調整会議を去る2月18日に開催いたしまして、慎重に審議を重ねました。その結果、お手元の資料のとおり調整案がまとまりましたので事務局から報告させます。</p>
東谷事務局長	<p>それでは、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、調整会議調整案についてご説明をいたします。お手元の資料によって、朗読によりご説明に代えさせていただきます。3頁でございます。合併特例法適用の有無でございますが、在任特例を適用、期間は1年でございます。次に定数でございますが、最初の選挙のみ26人、2回目以降の選挙は人口類似団体並とし、新市で決定いたします。選挙区設置の可否でございますが、合併後3カ月以内に新市で決定。それから、議員報酬でございますが、4町の平均、在任特例期間中ということになっております。なお、参考に4頁では調整会議調整案に基づく提案例を添付しております。</p>
平口会長	<p>以上が調整案でございますが、この案は、本日は各町にそれぞれお持ち帰りいただくこととさせていただきたいと存じます</p>

	<p>が、それを踏まえた上で委員の皆さんの方で、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
西 中 委 員	<p>沖美町の西中でございます。この2月18日には4町のものを出していただきましたが、ここで一つ私達の絶対ということで書かせていただいています選挙区設置のことでございますが、これを2月18日にやった時に、今現在こうして見えますと、合併後3カ月以内に新市で決定ということで書いておりますが、帰って皆さんがどのように言われるか私には分かりませんけれど、しかし沖美町としては選挙区を設置するということを、まず絶対的に決めてもらうということを決めております。それがたとえ3カ月で決まると言いましても、これが新市になって決めるということになったことについての意向を聞かせていただかなければいけないと思います。どうかよろしく願います。</p>
平 口 会 長	<p>大変、皆さんにおきまして議論百出でございましたけれど、最終的には現時点では選挙区を決める、決めないは問われていないので、これは新市に譲って新しい市長のもと皆さんでご検討いただくのがよろしいのではないかとということになりました。お手元に差し上げたような案になったしだいでございます。ご了承いただきたいと存じます。</p>
西 中 委 員	<p>決める、決めないとこれに入っていないと言いましても決めているのではないですか。新市になって3カ月以内に決めるという決めているのではないですか。これは決めていないと取れないのですが、それがどのようなになったのか分かりませんが、決めているというように思えるのですが、決めていないという理由をお願いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>3カ月以内ということは、この調整会議での皆さんの意見でございました。これはなぜかと言いますと在任特例が1年間しかないのです、それがギリギリの時点で選挙区を設置するとかということになりますと立候補する人も困るわけでございます。また、合併後、直ちに、直ちにと言いますと語弊があるかも知れませんが、色々な形で選挙運動をしようとする人にも影響があるように考えますと、少なくとも3カ月以内には、このことは決めておいてあげないと不親切になるのではないかと</p>

	<p>ことで、3カ月以内に決めていただくということになったわけでございます。その基になります選挙区を作るか作らないかは触れていないわけでございます。読んで字の如くでございます。ご了解いただきたいと存じます。</p>
西 中 委 員	<p>私のところは、明日、議員、委員と話をするので、どのようになるのかは分かりませんが、今までの経緯としたら、まず選挙区をやっていただいて、それから26人、在任期間を採る、類似市並みというようなことの見が多かったものですから、私は、それならそれなりの意見を言っていたければよいのではないかと思います。在任特例は採る、26人は決まっている。私達はその前に決めてくださいということを、前回言っているはずですが、明日どのように決まるか、どのようになるかは分かりませんが、こちらでは選挙区が第一の絶対条件というのが先でございますので、どのようになるか分かりませんが了解しておいてください。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>ちょっと待ってください。事務局から先に説明します。</p>
東 谷 事 務 局 長	<p>先ほど選挙区の設置の可否というご説明をいたしました。選挙区の設置の可否でございますので、これを設置するか否かということでございます。これを合併後3カ月以内に新市で決定するという説明をさせていただいております。よろしくご理解をいただきたいと思います。</p>
中 島 委 員	<p>能美町の中島でございます。私も各町から代表3名の1名でございます。私からなかなか申し上げにくいのですが、これは非常に重要な問題でもありますし、住民も非常に興味を持っておりますので、この経緯を私が言うのは大変おかしいのですが、江田島の議長さんが熟慮に熟慮を重ねてこういう文言を出されて、最終的には私もウンと言ったのですが、西中委員さんにお聞きしますけれども、小選挙区にするとするのは、4町合併、対等であるから、6名ずつで当初は定数を与えるのだというようにお考えなのではないでしょうか。それとも、私はその席上、色々と事務方からも聞きましたが、在任特例を使用した場合には1年間は現在の53名の方がお残りになるわけですから、この間に十分に調整を図ると、こういう特例を与えたわけですから、次の選挙は特別に第1回のみは選挙区を設置できませんけれども、基本的には人口比によるとのご説明がありま</p>

して、人口比でいきますと江田島町10、大柿町8、能美町5、沖美町3という数字が提示されました。私も勉強不足であったのですけれども、それでいくのなら選挙区を設置しても同じような結果が出れば、全国区にして、1区にして、江田島町に素晴らしい人がいれば入れるかもしれないし、沖美町の方が能美町の方を入れるかもしれませんが、そういった形で選んでも結果は同じようなことにならないかと思いましたが、こういうことなら仕方がないかなと、同時にこの3カ月以内ということなのですけれども、現議員さん53名がお出になるわけですから、このところは十分にそれぞれのご意見を開陳されて、議員さんで真剣に火花を散らしてでも、いい形の結論を導いてもらえればよいかなと思っておりました。ところが、色々と条文を読んでみますと、これは後ほど事務方からも説明をいただきたいと思っておりますけれども、人口比が原則ですけれども、特別な場合というのは、この回なのですけれども、4町が新設、対等ということになってございますので、人口比をそのまま当てはめることは必要ないというように解される部分もございません。したがって、今、江能広域でもやっておられますけれども、色々なことをするのに当たり、ベースはまず決めて、残り部分は人口比でいくという決め方もあろうかと思いますが、その辺りのところをここでしっかり議論をしていただいて、この法定協の皆さんがご理解をいただいた上で、決めていただければと思います。前回の代表者会議は、およそこういうことで間違いはなかったですか。伊藤議長これでだいたいよいですか。相当違っていましたらまた訂正してください。

西 中 委 員

勘違いをしてもらっては困ります。私は、今、人口比とか1取れとか3取れとか言うことはひとつも言っていません。10、9、8と言っていません。沖美町はひとつも言っていません。先週の時も、私は公では一切言っていませんと言っています。今、それを論議しているではありません。選挙区を早く決めてもらえるのか、早く決めてください、これがトップでございます。26とか50ということを決めてくれることよりは、選挙区を決めてくださいと、これが絶対的な条件ですと言っているのです、沖美町に3つ4つ5つと言っているのはございませんから、それは理解してください。前もこの部分について、もし私が公で言っているのであれば訂正しますと言っています。だから、私は、比例とか人口割とかにしてと言っていないから、それだけご理解してください。あくまでも選挙区で物事

	<p>をやっていただけることを26と決める前に、一つ決めてもらえないかということを行っているので、そこは勘違いしないでください。私は4人だとか5人だとか6人だとかと一切言っていない。もう一度言っておきます。以上です。</p>
平口会長	はい、久保田委員。
久保田委員	<p>前回の各町から3名代表が出られて、西中さんの言い分も分かるのですけれど、各町の町長、議長、住民代表と1名ずつ出ている、とりあえず案が出ているので、町が1回は持って帰って検討すべきだと思います。これ以上、話を長引かせても。とりあえずは3人ずつ各町の代表が出たのだから必ず町に1回持って帰って検討すべきであろうと思います。以上。</p>
平口会長	はい、加藤委員。
加藤委員	<p>能美町の加藤でございます。今、久保田さんの方から調整会議で検討された案であるから、ここで言わずに持ち帰って検討すべきだと言われたと思いますが、選挙区設置の可否につきましては、我々も合併前に決めておくことが必要だという意見が結構ございます。そういうことで報告させていただきます。</p>
平口会長	はい、どうぞ。
坪木委員	<p>失礼いたします。私、先だってこの会議に民間として出させていただいた者でございます。その時、やはり沖美町の代表といたしまして、中島さんもいらっしやいまして、能美町と沖美町は小選挙区制でお願いしたいということを申し上げました。その節、こういう新しい案を聞かせていただきました。また、色々、今から議題もたくさん出てまいりますし、そして、時期もなお少々ですし、そして、この問題は大きな問題でございます。その案を聞きまして、そこで即決ということはできませんので持って帰って、こういう場所で皆さんにお諮りしてということになりました。そういうことになりましたので、どうせここで出される提議でございますし、皆さんのご意見を聞きながらやっていったほうがいいのではないかというのが、この代表した委員の意見でございました。以上でございます。</p>
平口会長	はい、どうぞ。

丸 上 委 員	<p>沖美町の丸上です。私は、選挙区についてですけど、沖美町の考え方として、1期目は選挙区を設置していただきたいと、これは未来永劫ずっと選挙区を設置してくださいというようなことを要求しているではありません。1回目は皆さん了承してくださいというお願いに近い要請であろうと思っております。その理由は物事が変化する時にいきなり理想に向かってハードランディングという手法もあると思います。しかし、こういった第1期目だけの主張というのはソフトランディングの類の主張になるのではないかと思っております。これは政治にとってもあるいは市の政治的な安定からみても非常に基本的で重大な問題だと思っております。沖美町にしましても、沖美町抜きにでは新市の発展というものもありません。政治的安定というものもないと思います。安定の中に江田島市の発展は生れるものでないかというのが根拠としてお願いしたいところです。これは事務局に質問してみたいのですけれども、この市として3カ月以内に決定するということは、おそらく条例をたてるのではないかなという気がしています。この条例をたてるのであれば、新市において市長さんが議会に必ず提案する約束がここでされているのかどうか、あるいは市長さんの裁量で、裁量権で議会提出はしてもしなくてもいい問題なものか、あるいは議会が議員提案で必ず条例提案すると、今、3通り言いましたけれども、その辺どういうことになるのか、事務局に説明をお願いします。</p>
宮尾事務局次長	<p>お待たせいたしました。ただ今のご質問でございますが、先だって委員の皆様にお渡しをしておりました資料を思い出していただきたいと思っております。市町村議会議員の選挙区を設けることについての関係法令の解釈等という2枚もののペーパーをお渡しいたしました。その1番目に選挙区についてということで、説明をさせていただいておりましたけれども、もしお持ちでないといけませんので読み上げてみます。「市町村の議会の議員については、原則として選挙区を設けなくて、その区域の全部を1選挙区として選挙を行うこととなりますが、特に必要がある時は条例で選挙区を設けることができます。」これは公職選挙法第12条第4項、第15条第6項の規定であります。「特に必要がある時とは、例えば、市町村合併によって地域が広大になっていることなどが考えられますが、その他、市町村の実情に応じて判断すべきものとされています。」その後、選挙区設置のメ</p>

	<p>リット、デメリットについてのメモを入れておりました。選挙区の設置につきましては、新市の議会において決定をしていただくべき事項であります。以上でよろしいでしょうか。</p>
平口会長	<p>はい、どうぞ。</p>
丸上委員	<p>その点は分かります。私がもう一つ聞いておきたいのは、ここで3カ月以内に決定すると決まった場合に、そのことが新市の市長さんに対して議会提案として拘束するのかどうか、そのところをお聞きしておきたいのです。ここで決定したことが、いかに市長さんに拘束するかと、この決定を誰が担保するのかというところをお聞きしておきたいのです。</p>
宮尾事務局次長	<p>ただ今の点でございますけれども、実は合併前に決めておかなければいけない事項というのは、在任特例でありますとか、定数特例でありますとか、合併特例法上の特例を適用するかどうかという点と新市の議会議員の定数、ここまでが法で決めておかなければいけないところでございます。今度、選挙区の設置とかは新市になってから議会で決定すべきことなのですが、今ここで、例えば協定項目の中に書き込まれたといたしまして、法的な拘束力というものは実はございません。ただ、こうして協議をしております過程とか議論の中身とかは当然に新市において尊重されるべきものと考えられます。誰もそれをないがしろにして、全く違うやり方がありますとか、無視するといったことはできないものでございまして、当然、協議の内容を踏まえて、新市の議会で検討がなされるものと考えております。以上です。</p>
前田委員	<p>江田島町の前田です。先ほど事務局の方からお答えいただいたのですが、こうして事務局で原案を出されている以上はそれなりに法的なものに準拠なされて出されているのだらうと思います。ただ合併後3カ月以内に新市で決定というのは、この協議会でそう決定して、先送りしてもいいのかという感じがしたのですが、ものを大上段に構えるつもりはございませんが、やはり、先ほど会長さんの方から、これを各町に持ち帰って、それぞれ議論、検討してくれということでございましたので、是非、皆さんに認識していただきたいのは、議員の皆さんに対して、いい言葉ではないかも分かりませんが、今、この問題は、地域住民の立場から言いますと、先般も申し上げましたが、若</p>

	<p>干、私は不満です。しかし、これは合併という中で皆さん大きく期待されている中で、このようにならないと合併が難しくなるのではないかとということを前提に、私は、江田島町の方でも賛成を、このようにせざるを得ないかなと申し上げます。是非、議員の皆様方の良識と、それからこれを持ち帰って検討しろということでございますので、各町に持ち帰ったときに当然、検討する機会もあろうかと思いますので、是非、民間の意見としまして、決してダラダラというのは言葉が悪いのですが、これは全部全任しているのではないのだということだけは、ひとつ認識をしておいていただきたいと思えます。と言って、不満ばかり言っておいたのでは合併ということができにくいのではないかと、そのために、こういうことはある程度は忍ばなければいけないのではないかとこの気持ちであります。是非、各町に持って帰られて検討するに当たりましては、そういう気持ちも一部にはあるのだということだけを認識しておいていただきたいという意見でございます。</p>
平口会長	はい、どうぞ。
辻井委員	<p>沖美町の辻井でございます。ひとつさかのぼって、今、事務局次長さんの説明がございました。その中で、法定協で決めておかなければいけないものがあると、その中で選挙区の設置については決めておく必要はないのだとおっしゃいました。選挙区を決めておく必要がないのであったら、なぜ、この調整案の中にこの文言が入ってこなければいけないのか、頭から落とせばよいのではということですけども、やはり、選挙区ができるということからして法定協が考えて、必要か必要でないかということ、今、やっているのですから、これはやはり、決めておかななくてもよいのだという言い方は行き過ぎではないですか。これは特例法の中にできる範囲の中に入っているわけですから、これが法定協で決まればやはりやらざるを得ないのではないのでしょうか。</p>
宮尾事務局次長	<p>それでは、事務局から再度ご説明をいたします。決めておく必要がないと申し上げましたのは、法的にはというお話でございます。ただ今、協議会では小選挙区の設置その可否について、非常に大きな問題となっておりますので、法的には決めておかななくてもよい問題でございますけれども、あえて協定項目に盛り込んだ形として案を提出しております。</p>

平口会長	はい、どうぞ。
西中委員	<p>沖美町の西中でございます。これは持って帰って見ないと分からないのですから、沖美町としたらあくまでも在任特例期間、26人、色々書いてありますが、この前に選挙区設置を決めてくれと、絶対的なものだという条件を書いていますから、今、各町が3名ずつ出て計12名、この人が出て、今現在、合併の選挙区設置の件については3カ月以内に新市で決定ということはどういうことでそうなったのかと問うているわけです。私は、良いではないか、悪いではないかと言っているのではないのです。どういう経緯でそのようになったのか、そうすれば、私は、明日帰って、こういうことで決まったのだが皆さんどうですかと言わなければいけないのです。これを各町に持ち帰って12人がこのように決めましたと言ってくればそれで済むことなのです。それを言っていただきましたが、他の議員さんの定数がどのと言っているわけではないわけです。あくまでも12人で、選挙区がどうしてこのように決まりましたのですかと聞いているだけのことです。それをご理解しておいてください。それなら持って帰って、明日、私達はやらせてもらうわけでございます。だから次の時にはどのようになるかということについては、次のことでございますので、あくまでも12人で案を出してきたということに対して、どうしてこのような決め方をされたのですかということを知っているのですから、そこをご理解しておいてください。</p>
平口会長	<p>先ほど私が提案いたしました言葉をもう一度申し上げます。本件につきましては、前回の協議会で各町から町長、議長、民間委員1名、計3名ずつ合計12名で調整会議をもちまして、この問題をさらに掘り下げて協議を行い、一つの成案としてこの会にお示しすることにいたしております。そこで、調整会議を去る18日に開催いたしまして、慎重に審議を重ねました。その結果、お手元の資料のとおり調整案がまとまりましたので、ご報告することといたしました。それから、次に申し上げましたのは、以上の調整案でございますが、この案は、本日は各町にそれぞれお持ち帰りいただくこととさせていただきたいと存じますが、それを踏まえまして委員の皆さんのご意見、ご質問等がございましたら、ご発言いただきたいと思いますということで質疑応答の時間をとったわけでございます。だいぶんご意見が出</p>

加藤委員	<p>たわけでございますので、各町にお持ち帰りいただいて、再度、協議願うということで、本日は取りまとめたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p>能美町の加藤でございますが、事務局にお聞きしたいのですが、先ほど関係法令について説明がありましたが、それに関連した定数の問題なのですが、２頁に載っているのは市町村合併を行った場合には人口に比例しないで各選挙区の定数を定めることができる特例がありますが、公職選挙法施行令第９条、この規定は新設合併の場合において、在任特例を適用した後の一般選挙においては適用できないものと解されていますということが載っています。この適用できないものと解されていますということは、これは勝手な考え方もわかりませんが、やってはいけませんということではないと思っています。適用できないものと解される、いわゆる数字的なもので言うことは大変に難しいかと思いますが、どこらあたりで解釈をしたのがよいのでしょうか。やっては悪いということは載っていないと思います。そこらについてお聞きいたします。</p>
宮尾事務局次長	<p>失礼いたします。この文言は総務省の方で行政実例として示されたものがございまして、法を所管しております総務省の考え方をここに書いたものでございます。法律の文言としてできないという表現があるわけではございませんが、解釈として、まずすべきではないということであろうと思われれます。以上です。</p>
平口会長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>では、先ほど申し上げましたように各町にお持ち帰りいただきまして、その結果を次回の協議会でご報告いただきたく存じます。そのように取り扱うことに賛成の方の挙手を願います。</p>
< 委員 >	<p>(挙手全員)</p>
平口会長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>それでは、継続協議であります協議第６３号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、次回の協議会で検討結果をご報告いただき協議決定する方法をとることといたします。</p> <p>次に、協議第１５号、再協議でございますが、「一部事務組合等の取扱いについて」をお諮りいたします。事務局から説明さ</p>

<p>東谷事務局長</p>	<p>せませす。</p> <p>それでは協議第15号(再協議)「一部事務組合等の取扱いについて」ご説明いたします。</p> <p>まずは、協議第15号の「一部事務組合等の取扱いについて」朗読をいたします。</p> <p>「広島県市町村公務災害補償組合、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村職員共済組合及び地方公務員災害補償基金広島県支部については、合併の日の前日をもって当該組合及び団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において公平委員会を設置する。</p> <p>呉広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。」</p> <p>という内容でございます。一部事務組合等の取扱いについては、第3回及び第5回合併協議会で提案し、8頁それから9頁の参考資料のとおり、それぞれご確認をいただいております。今回、「一部事務組合等の取扱い」として再度提案しました理由でございますが、安芸郡町村税等滞納整理組合、広島県西部広域行政組合、公平委員会事務の取扱いについて、協議案の確認後、組合の解散などによる状況の変化に対応した修正を行うものでございます。7頁から9頁の再協議案と参考資料のアンダーラインを引いている箇所が変更となる部分でございます。8頁、参考資料の第3回合併協議会で確認された事項の協議第15号「一部事務組合等の取扱い(その1)について」をご覧いただきたいと思います。安芸郡町村税等滞納整理組合でございますが、平成15年12月31日をもって組合を解散いたしました。現在、組合が存在していませんので、確認事項の「安芸郡町村税等滞納整理組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。」という部分を削除しております。次に、9頁、参考資料の第5回合併協議会で確認された事項、協議第33号「一部事務組合等の取扱い(その2)」をご覧いただきたいと思います。広島県西部広域行政組合でございますが、平成15年3月31日をもって組合を解散いたしました。こちら、現在、組合が存在していませんので、確認事項の「広島県西部広域行政組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。」という部分を削除しております。次に8頁にもどっていただきまして、公平委員会事務についてでございますが、新市においても、広島県に事務の委託を行う予定としていまし</p>
---------------	---

	<p>たが、地方分権の進展により市独自に公平委員会を設置することが求められております。県内の市において公平委員会事務を県に委託しているところはございません。よって、新市において公平委員会を設置するというものでございます。以前、確認されておりました内容のうち、「新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。」という部分を、7頁の協議第15号（再協議）のとおり「新市において公平委員会を設置する。」ということで再提案させていただきました。</p> <p>公平委員会について簡単にご説明をいたします。公平委員会は地方公務員法第7条に基づき地方公共団体に置かれる行政委員会でございます。公平委員会の職務でございますが、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し判定し、及び必要な措置をとること、それから職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対し、その事案を審査し、裁決または決定をすることとしております。</p> <p>以上で協議第15号（再協議）「一部事務組合等の取扱いについて」説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
平口会長	<p>以上で説明を終わります。ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。存じます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>沖美町の辻井です。教えていただきたいのですが、広島県市町村公務災害補償組合、職員退職手当組合、職員共済組合及び地方公務員災害補償基金広島県支部について、これは13年6月14日に確認済みですが、また、ここで出たということはなぜですか。それともう一つ、呉広域行政事務組合というのがございます。これは13年8月6日に確認済みです。これがここでまた出てきているというのは、同じことが出てきているということはどういうことでございますか。</p>
東谷事務局長	<p>要するに、安芸郡町村税等滞納整理組合、それから広島県西部広域行政組合が解散し既になくなりました。よって、「合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。」ということが合いませんので、これを削除するというところでございます。公平委員会につきましては、先ほど長い説明で分かりにくかったかと存じますが、当初は県に委託していたわけでございますが、地方分権の進展、県内の合併とかといったもので、また市になりますので、この際、新市で公平委員会を持とうということござ</p>

	います。
辻井委員	たびたびすみません。結局、今まで確認した項目というのが今回出てきている、確認したものが出てきているということが、我々不思議でいかないのです。
平口会長	大変親切に前に済んだものも一緒に書いておりました、先ほど申し上げましたように、訂正部分はアンダーラインのある部分だけでございます。ご理解をいただきたいと存じます。
辻井委員	非常に紛らわしいので、確認した項目が出ていたので、それであれば以前確認したものをまた再確認で出てきてもいいのかと錯覚を起こしてよく分かりませんでした。すみません。
平口会長	ご理解をいただきたいと存じます。 それでは、この再協議案についてご承認いただける方の挙手を求めたいと存じます。
< 委員 >	(挙手多数)
平口会長	挙手大多数でございます。 それでは、協議第15号(再協議)「一部事務組合等の取扱いについて」は、提案のとおりご承認いただいたものとさせていただきます。 続いて、協議第67号「第26回合併協議会の日程について」を事務局から説明させます。
東谷事務局長	それでは、協議第67号「第26回合併協議会の日程について」ご説明いたします。 日時でございますが、平成16年3月5日、金曜日、午後7時から、19時からでございます。場所は能美町農村環境改善センター多目的ホール、この場所でございます。よろしくお願いいたします。
平口会長	この予定でよろしゅうございましょうか。 では、ご提案申し上げましたとおり、ご承認いただいたものとさせていただきます。 次に次第2によりまして、会議録署名委員の指名につきましては、従来の例によりまして、学識経験者の委員の中から順番

	<p>でその都度ご選任させていただいているところでございます。今回は江田島町の新家毅委員と能美町の西濱英之委員に会議録署名人としてお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p> <p>色々なご意見もあろうかと存じますけれども、本日はこれをもってお開きとさせていただきたいと存じます。</p> <p>よろしゅうございましょうか。</p>
<p>< 委 員 ></p>	<p>異議なし。</p>
<p>平 口 会 長</p> <p>閉 会</p>	<p>はい、どうも慎重なご審議ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>

以上、第25回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成16年 2月24日

委 員 新 家 毅

委 員 西 濱 英 之